

改定後の移管基準（全体）

I 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について

(注)今回改正はされない。

平成13年3月30日

閣議決定

国の行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるため、国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第1項に基づき、次のとおり定めることとし、平成13年4月1日から実施する。

1 国の行政機関がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている「歴史資料として重要な公文書等」の中核となるものは、次に掲げる事項が記録されたものとする。

(1) 我が国政府の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定

(2) (1)の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程

2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置」とは、行政機関から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館）に対し、当該行政機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管することとする。ただし、歴史資料と

して重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適當なものが置かれる行政機関においては、当該機関に当該公文書等を移管することとする。

II 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について

平成13年3月30日

各府省庁官房長等申合せ

改正 平成17年6月30日

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）を実施するため、次のとおり申し合わせる。

1 歴史資料として重要な公文書等として国の行政機関（3(1)に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。）から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。））に移管すべきものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了した行政文書のうち、次に掲げるものとする。

(1) 国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるもの（以下「国政上の重要事項等」という。）に係る意思決定を行うための決裁文書（当該決裁文書と一体不可分の記録であって、当該決裁文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。）

(2) 国政上の重要事項等に係る意思決定に基づく当該行政機関の事務及び事業の実績が記録されたもの

(3) 以下の①から⑧までのいずれかに該当するもの

- ① 昭和20年までに作成され、又は取得された文書
 - ② 行政文書を作成し、又は取得したときから保存期間が30年以上経過した文書
(保存期間が30年未満であっても、延長により結果として30年以上経過した文書を含む。)
 - ③ 閣議請議に関する文書
 - ④ 事務次官（事務次官が置かれていない機関にあっては、それに相当する職）
以上の決裁した文書
 - ⑤ 行政機関がその施策等を一般に周知させることを目的として作成した広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の広報資料のうち当該行政機関の本府省庁が保有しているもの
 - ⑥ 文書閲覧制度に基づき閲覧目録に搭載された文書
 - ⑦ 2(4)の規定により、予算書、決算書、年次報告書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される文書のうち、各行政機関の長と移管について協議し、包括的な合意がなされたもの
 - ⑧ 2(5)の規定により、内閣総理大臣が指定した特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書であって、各行政機関の長と移管について協議し、合意に達したもの
- (4) 各行政機関（3(1)に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。以下同じ。）の保有する行政文書であって、(1)から(3)までのいずれにも該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について協議し、各行政機関と合意したもの
- 2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のと

おりとする。

(1) 歴史資料として重要な公文書等の各行政機関から内閣総理大臣への移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて各年度ごとに策定する移管計画に基づいて、移管しようとする行政文書の保存期間が満了した後直ちに行う。

(2) 各行政機関の長は、内閣総理大臣が移管計画を策定しようとする対象年度内に保存期間が満了することとなる行政文書であって、かつ、保存期間を延長する必要のないもののうち、1(1)から(3)までの一に該当するものを、①及び②に該当するものを除き、内閣総理大臣に移管を申し出ることとする。ただし、当該行政文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第4号から第6号までに該当する情報が記録されている場合にあっては、事前に申出について個別に協議することを求めることができる。

① 1(3)②及び④に該当する文書のうち、勤務評定、休職、休暇、旅行命令等専ら職員の人事、服務に関する個人情報に係るもの

② 1(3)②及び④から⑧までに該当する文書のうち、各行政機関の長が移管することが適当でないと考え、当該行政文書の移管を申し出ないことについて内閣総理大臣と合意したもの

(3) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、各行政機関の長から申出のあった行政文書のうち、国立公文書館において保存することが適当であると認められるものの移管を受けることとする。ただし、(2)ただし書の規定により、行政機関の長から事前協議を求められた場合には、国立公文書館の意見を聴いて、当該行政文書の移管の申出の可否について各行政機関の長と協議することとする。また、国立公文書館の意見を聴いて、1(4)に該当する可能性のある行政文書があると認められる場合、その移管の可否について各行政機関の長と協議し、合意に達

したものとの移管を受けることとする。

- (4) 内閣総理大臣は、予算書、決算書、年次報告書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される行政文書については、保存期間満了前に、予め各行政機関の長と移管について協議し、包括的な合意に達したものとの移管を受けることとする。
- (5) 内閣総理大臣は、各行政機関と協議の上、特定の国政上の重要事項等として指定した事項に関連して作成された行政文書については、保存期間満了前に、予め各行政機関の長と移管について協議し、合意に達したものとの移管を受けることとする。
- (6) 国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき国立公文書館の意見を聴くに当たって、同館が述べる意見の充実が図られるよう、内閣総理大臣は、当該年度に保存期間の満了する各行政機関の保有する行政文書のうち、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成13年3月30日閣議決定、以下「閣議決定」という。）等に照らして、同館において保存することが適當であると認められる文書の内容を同館が把握・精査するため、当該文書を特定の上、内閣府及び同館職員に対する提示及び説明その他必要な協力を当該行政機関の長に求めることができる。この場合において、各行政機関の長は、行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲で当該求めに協力するものとする。

3 歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、利用に供する機関として適當なものが置かれる行政機関については、次のとおりとする。

- (1) 閣議決定2のただし書に掲げる「歴史資料として重要な公文書等の移管を受けて保存し、及び利用に供する機関として適當なもの」は、情報公開法施行令第2条第1項の規定に基づき総務大臣が指定した機関のうち、次に掲げる機関とする。

宮内庁書陵部

外務省外交史料館

(2) 歴史資料として重要な公文書等として(1)に掲げる機関に移管すべきものは、当該機関が置かれる行政機関の保有する行政文書であって、情報公開法施行令第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了したもののうち、次に掲げるものとする。

① 1 (1)から(3)までに掲げるもの（ただし、2(2)①に掲げるもの並びに当該行政機関の長が 1 (3) ②及び④から⑧までに該当する文書のうち移管することが適当でないと判断したものを除く。）

② ①に該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなつた事項について記録されたものその他当該行政機関の長が当該行政機関に置かれる(1)に掲げる機関において保存することが適当であると認めるもの

(3) (1)に掲げる機関は、2 (5)の指定に係る特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書を当該機関が置かれる行政機関が保有している場合においては、内閣総理大臣がそれぞれの当該行政機関の長との間で協議し合意に達したもの
の移管を受けることとする。

(4) (3)の合意に基づき文書の移管を受けた(1)に掲げる機関は、当該文書の目録を作成し、内閣総理大臣（国立公文書館）に提出しなければならない。

(5) (1)に掲げる機関が歴史資料として重要な公文書等の移管を受ける場合の手続
は、当該機関が置かれる行政機関において定める。

Ⅲ 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）等の運用について

平成13年3月30日

各府省庁文書課長等申合せ

改正 平成17年6月30日

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）及び歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について（平成13年3月30日各府省庁官房長等申合せ。以下「各府省庁官房長等申合せ」という。）を運用するための細目を次のとおり申し合わせる。

- 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了することとなる行政文書を各府省庁官房長等申合せ1(1)又は(2)(3)(2)①において引用する場合を含む。）に該当するものとして移管の対象とすべきか否かについては、当該行政文書に記録されている情報の内容により、別表に示した基本的考え方に基づいて個別に判断するものとする。
- 2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。

- (1) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、毎年度当初、各行政機関の長に対し、当該年度における移管のスケジュールを示すとともに、当該年度において保存期間が満了することとなるものであって、かつ、保存期間を延長する必要の

ない行政文書のうち、各府省庁官房長等申合せ1(1)から(3)までの一に該当すると認められるもの（同申合せ2(2)①及び②に掲げるものを除く。以下においても同じ。）を申し出るよう求める。

(2) 各行政機関の長は、各府省庁官房長等申合せ1(1)から(3)までの一に該当するものを内閣総理大臣に申し出る。この場合において、当該申出に係る行政文書が他の行政機関（宮内庁及び外務省を含む。以下においても同じ。）により作成され、又は取得されたものであるときその他他の行政機関において移管の可否を判断することにつき正当な理由があると認められるときは、各行政機関は、当該申出を行うことについて、原則として当該他の行政機関と協議するものとする。なお、当該申出に係る行政文書が他の行政機関において秘密文書の取扱いを受け、かつ、秘密にしておく期間が経過していないものであるときは、各行政機関は、当該他の行政機関と協議の上その意見を尊重するものとする。この際、当該行政文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると認められるときは、当該他の行政機関は、その旨を当該行政機関に連絡するものとする。また、当該申出に係る行政文書の保存期間が当該年度の移管計画の決定前に満了することとなるときは、各行政機関は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。

(3) 内閣府及び国立公文書館職員が各府省庁官房長等申合せ2(6)に基づき当該年度に保存期間の満了する各行政機関の保有する行政文書のうち、内閣総理大臣が同館において保存することが適当であると認められる特定された文書の内容の把握・精査のための提示及び説明を受けるに際しては、各行政機関の文書担当主管課は内閣総理大臣からの求めに応じ、行政文書の性質・内容に応じて可能な範囲

で、必要な協力をを行うものとする。

(4) 内閣総理大臣は、各行政機関の長からの申出を受け、国立公文書館の意見を聴いて、同館において保存することが適當なものとして移管を受ける対象について各行政機関の長と協議する。

(5) 内閣総理大臣は、(4)と並行して、国立公文書館の意見を聴いて、各府省庁官房長等申合せ 1(4)に該当する可能性のある行政文書があると認める場合、その移管の可否について各行政機関の長と協議する。この場合において、当該協議に係る行政文書が他の行政機関により作成され、又は取得されたものであるときその他他の行政機関において移管の可否を判断することにつき正当な理由があると認められるときは、内閣府は、その移管の可否について、原則として当該他の行政機関とも協議するものとする。また、内閣総理大臣の協議を受けてから当該年度の移管計画の決定までの間に、当該協議に係る行政文書の保存期間が満了することとなるときは、各行政機関は、当該年度の移管計画の決定まで当該行政文書の保存期間を延長し、廃棄しないものとする。

(6) 内閣総理大臣は、上記(4)及び(5)の協議がすべて調ったところで、各行政機関の長との合意に基づき当該年度の移管計画を決定する。

(7) 内閣総理大臣は、決定された移管計画に基づき、保存期間が満了した行政文書について、順次移管を受けるものとする。この場合において、当該年度の移管計画の決定から実際に移管するまでの間に、移管することとされた行政文書の保存期間が満了することとなるときは、各行政機関は、実際に移管するまで当該行政文書の保存期間を延長するものとする。

(8) (2)により他の行政機関から情報公開法第5条第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると連絡のあった行政文書を移管するときは、各行政機関は、

当該行政文書を移管することにつき当該他の行政機関に通知するものとする。また、当該行政文書の公開の可否の判断について移管の際に国立公文書館に連絡するときは、各行政機関は、原則として当該他の行政機関と協議するものとする。当該行政文書が国立公文書館に移管された後において当該判断を国立公文書館に連絡するときも、同様とする。